

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

## 分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)	鉄筋コンクリート造 その他( )			
工事の種類	新築工事 維持・修繕工事 解体工事			
	電気 水道 ガス 下水道 鉄道 電話 その他( )			
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)	コンクリート コンクリート及び鉄から成る建設資材 アスファルト・コンクリート 木材			
工作物に関する 調査の結果	工作物の状況			
	周辺状況			
	作業場所の状況			
	搬出経路の状況			
	付着物の有無(解体・維持・修繕工事のみ)			
	その他( )			
工事着手前に実施 する措置の内容	作業場所の確保			
	搬出経路の確保			
	その他( )			
工事着手の時期		平成 年 月 日		
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)	
	仮設	仮設工事 有 無	手作業 手作業 機械作業の併用	
	土工	土工事 有 無	手作業 手作業 機械作業の併用	
	基礎	基礎工事 有 無	手作業 手作業 機械作業の併用	
	本体構造	本体構造の工事 有 無	手作業 手作業 機械作業の併用	
	本体付属品	本体付属品の工事 有 無	手作業 手作業 機械作業の併用	
	その他( )	その他の工事 有 無	手作業 手作業 機械作業の併用	
工事の工程の順序 (解体工事のみ)	上の工程における の順序 その他( ) その他の場合の理由( )			
工作物に用いられた建設資材の量 の見込み(解体工事のみ)	トン			
廃 棄 物 発 生 見 込 量	特定建設資材廃棄物の種類ご との量の見込み(全工事)並び に特定建設資材が使用される工 作物の部分(新築・維持・修繕工 事のみ)及び特定建設資材廃棄 物の発生が見込まれる工作物の 部分(維持・修繕・解体工事の み)	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は 使用する部分(注)
		コンクリート塊		トン
		アスファルト・コンクリート塊		トン
		建設発生木材		トン
(注) 仮設 土工 基礎 本体構造 本体付属品 その他				
備考				

以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。